第９回芳賀町農業委員会総会議事録

１．開催日時　　令和８年８月２１日（金）　午後２時００分

２．開催場所　　芳賀町役場　３階　中会議室

３．出席委員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
１番	阿久津　信市	金田　正	岡田　毅
２番	手塚　孝夫	佐藤　一典	荒井　昭雄
３番	黒﨑　浩	岩﨑　進	阿久津　正好
４番	直井　雅弘	豊田　宰子	
５番	阿久津 美奈子	直井　純一	
６番	黒﨑　陽子	人見　幸恵	
７番	小林　峰子	酒井　紀之	
８番	石下　真吾	黒﨑　文雄	
９番	岩村　隆	若狭　康伴	
１０番	綱川　祥史	鈴木　省一	
１１番	酒井　和夫	菊地　方敏	

４．欠席農業委員　　０人

５．出席農業委員会事務局職員

事務局長	森山　陽市
事務局長補佐兼係長	中澤　美智子
主任主査	大岡　久美子
主事	坂本　汐里
公社係長	水沼　和子

６．議事日程

議案第４０号　農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について
議案第４１号　農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について
議案第４２号　農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第４３号　農地の転用許可申請に対する意見決定について
議案第４４号　非農地証明願に対する証明の可否について
議案第４５号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
議案第４６号　農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
報告第９号　　農地の転用許可申請の取下願について
報告第１０号　農地法第３条の規定による許可処分の取消願の受理について
報告第１１号　農地法第１８条の解約通知について

令和８年第９回農業委員会 総会

○開会	
議長	ただ今から、令和８年第９回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は１１名であります。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、１番 阿久津 信市委員、２番 手塚 孝夫委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	（異議なしの声あり）
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第４０号	
議長	それでは、ただ今から、議案第４０号「農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第４０号「農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第３条の規定に基づく農地の賃借権設定許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第４０号　賃借権設定許可申請　２番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員および推進委員の意見を求めます。 ２番について、東水沼地区 菊地 方敏推進委員お願いします。
東水沼地区 推進委員	はい、東水沼地区の菊地です。議案第４０号の２番について説明いたします。付属資料の１、２ページをご覧ください。 この案件は、営農型太陽光発電設備設置に伴い、■が下部の農地を耕作するため、賃借権を設定するものです。事務局から説明があったとおり、この案件は６月の総会で審議しましたが、転用計画の変更があったため、許可を取り消し、改めて申請があったということです。 申請地の北側に隣接する筆には、すでに■が営農型太陽光を設置しており、そちらも■が耕作しています。申請地では、小麦の有機栽培を行うということです。 問題はないと思いますが、委員の皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いします。
議長	８番 石下 真吾委員、他に意見があればお願いします。
８番委員	８番の石下です。 ただ今の菊地推進委員さんの説明のとおり、営農型太陽光設置に伴う賃借権設定ということで致し方ないと思いますが、委員の皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第４０号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第４０号は許可することで決定しました。
○議案第４１号	
議長	続きまして、議案第４１号「農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	議案第４１号「農地の区分地上権設定許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第３条の規定に基づく農地の区分地上権設定許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第４１号　区分地上権設定許可申請　３番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 ３番について、東水沼地区 菊地 方敏推進委員お願いします。
東水沼地区 推進委員	はい、東水沼地区の菊地です。議案第４１号、３番についてご説明申し上げます。付属資料の３、４ページをご覧ください。 この案件は、■にある■が、営農型太陽光発電設備を設置するために、区分地上権を設定するものです。事務局から説明があったとおり、この案件も６月の総会で審議しましたが、転用計画の変更があったため、許可を取り消し、改めて申請があったということです。 農地転用についての詳細は、議案第４３号でご説明しますが、太陽光パネルの配置については、付属資料の２４ページをご覧いただければと思います。致し方ないと思いますが、委員の皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いします。
議長	８番 石下 真吾委員、他に意見があればお願いします。
８番委員	８番の石下です。 ただ今の菊地推進委員さんの説明のとおり、営農型太陽光設置に伴う区分地上権設定ということで、致し方ないと思いますが、委員の皆さまの慎重なるご審議をよろしくお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第４１号について、議案第４３号の転用許可を条件に、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第４１号は許可することで決定しました。
○議案第４２号	
議長	続きまして、議案第４２号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。 ここで農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、６番 黒﨑 陽子委員が退席となります。 （黒﨑 陽子委員 退席）
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第４２号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第３条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第４２号　所有権移転許可申請　１３番、１４番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 １３番について、東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。

東高橋地区 推進委員	はい、東高橋の荒井です。議案第４２号、１３番の所有権移転許可申請についてご説明申し上げます。付属資料の５ページ、６ページをご覧ください。 譲渡人の■さんは■に住んでいまして、芳賀町に保有する農地は今回申請がある４１０平方メートルだけのため、以前から■さんの圃場と一体で耕作してもらっていました。今後耕作する予定もないことから、親戚関係である■さんに贈与することになった模様です。■さんは実耕作者であることと自分の農地は自分で耕作していることから、特に問題はないと思われますが、皆さまの慎重なるご審議よろしくお願いいたします。
議長	７番 小林 峰子委員、他に意見があればお願いします。
７番委員	はい、７番の小林です。ただ今荒井推進委員さんより説明がありましたように、耕作困難のために実耕作者の■さんに譲り渡すという案件であり、何ら問題はないと思われます。皆さまの慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。
議長	１４番について、下高根沢地区 酒井 紀之推進委員お願いします。
下高根沢地区 推進委員	はい、下高根沢の酒井です。議案第４２号、１４番についてご説明します。 譲渡人の■さんは耕作困難のために譲り渡す、■さんは実耕作者のため譲り受けるということで売買による所有権移転です。特段問題ないと思われますが、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いいたします。
議長	３番 黒﨑 浩委員、他に意見があればお願いします。
３番委員	３番 黒﨑です。酒井推進委員さんの説明のとおり、■くんが実耕作者ですから問題ないと思いますが、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようなので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第４２号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第４２号は許可することで決定しました。 黒﨑 陽子委員の入場をお願いいたします。 （黒﨑 陽子委員 着席）
○議案第４３号 議長	続きまして、議案第４３号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第４３号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」 次のとおり農地法第４条及び同法第５条の規定に基づく農地の転用許可申請があったので、その意見決定について審議するものとする。 【議案第４３号　転用許可申請について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 農地法第４条の３番、及び農地法第５条の４番について、祖母井地区 金田 正推進委員お願いします。

祖母井地区 推進委員	はい、祖母井地区担当の金田です。議案第４３号、農地法第４条３番、農地法第５条４番についてご説明申し上げます。付属資料の９ページから２０ページをご覧ください。 この案件は先ほど事務局からも説明がありましたように、■にある■が、宅地分譲を行うため祖陽が丘の東にある農地を転用するものです。土地の造成のみを目的とした転用であり、住宅の建築までは行わず、更地のまま分譲する計画とのことです。８月１２日に、岩村委員と事務局とともに、現地調査を行ってまいりました。町の計画に沿ったものであること、また第２種農地であり周囲の営農に支障がないことから、問題ないと思われます。皆さまの慎重な審議をよろしくお願いします。
議長	９番 岩村 隆委員、他に意見があればお願いします。
９番委員	９番 岩村です。ただ今金田推進委員が言われたとおり、何ら問題はないかと思われますが、皆さまの慎重なる審議をお願いしたいと思います。
議長	農地法第５条５番について、東水沼地区 菊地 方敏推進委員お願いします。
東水沼地区 推進委員	はい、東水沼地区の菊地です。議案第４３号、農地法第５条の５番について、ご説明申し上げます。付属資料は２１ページから３５ページになります。 この案件は、■が営農型太陽光発電設備を設置するために、農地を一時転用するものです。事務局から説明があったとおり、この案件も６月の総会で審議しましたが、転用計画の変更があったため、申請を取り下げ、改めて申請があったということです。この案件については、３月３１日に東水沼公民館で住民説明会が開催されております。付属資料の２４ページをご覧ください。太陽光パネルについては、隣接する農地に影響を与えないよう、境界から６メートル離して支柱を設置するということです。致し方ないと思いますが、委員の皆さまの慎重なる審議よろしくお願いします。
議長	８番 石下 真吾委員、他に意見があればお願いします。
８番委員	８番、石下です。ただ今の菊地推進委員さんの説明のとおり、営農型太陽光設置に伴う転用申請ということで、致し方ないと思いますが、委員の皆さまの慎重なるご審議をよろしくお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
４番委員	はい。
議長	４番、直井委員。
４番委員	４番の直井です。基本的なことで大変恐縮なんですが、５条申請の４番について、付属資料の１７ページの公図の写しでは山林となっておりますが、議案書の地目の欄は畑となっております。これは登記地目が山林で、現況は畑ということですか。 それともう一つ。５条申請の５番の付属資料２５ページについて、杭部分の面積が０．０３８×０．０３８×３．１４ということはつまり、杭の半径が３８センチだと思うんですけれども、添付されている資料ですと杭径が判別できません。申請資料には杭径などの図面等が付いてるかと思うんですけれども、転用面積に関わる部分でございますので、今後同様な案件がございましたときには転用面積がわかるように、杭径などのわかるような図面もいただければと思います。以上です。
事務局	はい。事務局より回答させていただきます。まず宅地分譲に関する地目のご質問につきましては、直井委員のおっしゃられたとおりでございます。今回、登記地目は山林になっておりますが、今まで畑として使われておりまして、農地台帳上の現況地目は畑ということで登録されています。そのため転用申請の議案に記載する地目としましては、農地台帳上の地目を記載させていただいております。わかりにくい表記で大変申し訳ございませんでした。ご指摘ありがとうございます。 また２点目のご質問についてですが、農地法第５条５番の営農型太陽光の杭の半径の妥当性につきまして、直井委員のおっしゃられたとおり、根拠資料は事務局の方に提出いただいております。こちらの図面を確認したところ、直径が７６センチということで記載がございました。なので半径３８センチの計算ということで、資料の転用面積の妥当性に問題はないかと思うのですが、付属資料に載せている資料だけではその根拠がわからないというのはご指摘のとおりです。次回以降は適切に面積の妥当性がわかる資料を添付するようにしたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

議長	他に質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第４３号について、許可相当と意見を付すことに賛成の委員は、起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第４３号は許可相当と意見を付すことで決定しました。
○議案第４４号	
議長	続きまして、議案第４４号「非農地証明願に対する証明の可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第４４号「非農地証明願に対する証明の可否について」 次のとおり農地法の適用を受けないことの証明願があったので、その証明の可否について審議するものとする。 【議案第４４号　非農地証明願　７番、８番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 ７番について、八ツ木地区 若狭 康伴推進委員お願いします。
八ツ木地区 推進委員	はい、八ツ木地区推進委員の若狭です。議案第４４号、７番についてご説明します。あわせて付属資料の３６ページから３９ページをご参照いただきたいと思います。 この案件につきましては、去る１２日に阿久津農業委員と事務局とともに現地確認を行いました。ただ今事務局から説明がありましたとおり、申請地は線引き前から５０年以上も宅地として利用されており、何ら問題がないと思われます。 皆さまの慎重なるご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	１番、阿久津 信市委員、他に意見があればお願いします。
１番委員	１番、阿久津です。ただ今の若狭推進委員さんと事務局の説明のとおり、２０年以上宅地として、実際は５６年使ってますので、問題ないと思います。皆さんの慎重なるご審議をよろしくお願いします。
議長	８番について、芳志戸地区 黒﨑 文雄推進委員お願いします。
芳志戸地区 推進委員	はい、芳志戸地区担当の黒﨑です。議案第４４号、８番についてご説明します。付属資料の４２ページをご覧ください。図のように芳賀北小学校の校庭の中の敷地ですので、何ら問題ないと思います。委員の皆さまの慎重なる審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	１番、阿久津 信市委員、他に意見があればお願いします。
１番委員	はい。１番、阿久津です。ただ今の黒﨑推進委員さんの説明のとおり何ら問題ないと思いますので、皆さんの慎重なる審議をよろしくお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）

議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第４４号について、原案のとおり証明することに賛成の委員は起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第４４号は原案のとおり証明することで決定しました。
○議案第４５号	
議長	続きまして、議案第４５号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第４５号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」 次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。 【議案第４５号　農用地利用集積等促進計画案について説明】 ８ページの面積につきましても１５０番を含めた面積で計算をしております。今回はこの１件を除いた９件のご審議ということで、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。
議長	以上で、事務局の説明を終わります。 それではただ今から２分間、審査をお願いします。
委員	（審査）
議長	審査を終わります。 続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	（意見なし）
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
３番委員	はい。
議長	３番、黒﨑委員。
３番委員	３番、黒﨑です。今説明があった１５０番の件についてですが、このような経緯があるにもかかわらず今回議案に上程されているのは、農業委員会として審議し結論を出さなければならない決まりか何かがあるんでしょうか。 受付の段階で、「申請を出してもこういう状況ですよ」という指導はできないですか。それとも審議を経た後に私たち農業委員会から指導を行うという流れになるものなんですか。その辺の役割などをご説明いただけないですか。お願いします。
事務局	ただ今のご質問に関しまして、事務局よりご説明させていただきます。 黒﨑委員のご指摘のとおりでございまして、本来議案に上程する前に、全部効率利用要件といった条件を満たしているかをまずは事務局の方で確認し、指導を行う必要があったと思います。今回の上程した筆に関しては、耕作されていること自体は確認しており、また所有者と耕作者の間で今後も耕作していくという意思確認が取れていたため、上程するに至った次第です。しかし、改めて農地パトロールの結果などを踏まえ、保留とさせていただきました。ご指摘のとおり事前に指導すべきであった案件でございます。今後はこのようなことのないよう、事前の審査をしっかりした上で進めていきたいと思います。
議長	よろしいでしょうか。私からも付け加えさせてもらいます。今年度、今回の農業委員会総会からは、管理が不十分な案件について厳しく見ていきたい。この１５０番の案件だけでなく、他の案件についても、農地パトロールの結果を取りまとめまして、皆さまに報告した上でこれからの方針を決めていきたいと思います。 他に質疑はありませんか。

委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第４５号について、原案に対し意見なしとすることに賛成の委員は起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第４５号は１５０番を除き、意見なしと決定いたしました。
○議案第４６号	
議長	続きまして、議案第４６号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。 ここで、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、８番 石下 真吾委員が退席となります。 （石下委員 退席） 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第４６号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」 次のとおり農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について町から意見を求められたので、その意見決定のため審議するものとする。 【議案第４６号　農業振興地域整備計画の変更について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 １番について、東水沼地区 菊地 方敏推進委員お願いします。
東水沼地区 推進委員	はい、東水沼地区担当の菊地です。ただ今事務局から説明があったとおりで、■さんは現在４０ヘクタールを耕作しており、営農に必要な施設なので、全く問題はないかなと思います。皆さんの慎重なご審議よろしくお願いいたします。
議長	はい。こちらの案件については私の方から説明をさせていただきます。 先日事務局と推進委員さんと本人立会いのもとに現地を確認しました。問題ないと思いますが、皆さまの慎重なる審議よろしくお願いいたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第４６号について、原案のとおり変更することはやむを得ない、との意見を付すことに賛成の委員は、起立願います。
委員	（全員起立）
議長	起立全員であります。よって、議案第４６号は、変更はやむを得ないとの意見を付すことで決定いたしました。 石下 真吾委員の入場をお願いいたします。 （石下委員 着席）

○報告第９号	
議長	続きまして、報告第９号「農地法第３条の規定による許可処分の取消願の受理について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第９号「農地法第３条の規定による許可処分の取消願の受理について」 次のとおり農地法第３条の規定に基づく、許可処分の取消願があったので報告する。 詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。以上です。
○報告第１０号	
議長	続きまして、報告第１０号「農地の転用許可申請の取下願について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第１０号「農地の転用許可申請の取下願について」 次のとおり農地法第５条の規定による農地の転用許可申請の取下願があり、許可権限庁である芳賀農業振興事務所において受理されたことを報告する。 詳細はお目通しをお願いいたします。以上です。
○報告第１１号	
議長	続きまして、報告第１１号「農地法第１８条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第１１号「農地法第１８条の解約通知について」 次のとおり農地法第１８条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。 詳細は、１５ページに記載の２件となります。お目通しをお願いします。以上です。
議長	これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもって、令和８年第９回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。 （閉会午後３時２０分）